

## 環境 雨水浸透枮・雨水タンクの設置費用の一部を補助します

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

都市型水害の軽減と地下水のかん養による生活環境保全のため、雨水浸透枮の設置費用補助を行っています。また、上水道の節水を図り水道水の水源である地下水量保全のため、雨水タンクの設置費用補助も行っていきます。

### 雨水浸透枮設置費用補助金

- 交付対象者
  - ・ 町内の住宅などに雨水浸透枮を設置する土地の所有者が使用者
  - ・ 補助要件に適合する雨水浸透枮が設置された新築住宅を購入した住宅購入者
- 補助額
  - ・ 1基当たり16,000円 (上限4基64,000円)
- 補助要件(構造など)
  - ・ 雨どいからの接続とすること(雨水以外の流入があれば補助対象外)
  - ・ 雨水浸透枮標準布設構造図に適合すること(標準布設構造図以上の機能があるものを含む)
- 注意事項
  - ・ 交付を受けるには、設置前に(雨水浸透枮が設置された新築住宅を購入した住宅購入者は購入後速やかに)申請手続きが必要です。補助金の交付は、予算の範囲内で行います。

### 雨水タンク設置費用補助金

- 交付対象者
  - ・ 町内に住宅用家屋を所有し、居住する一定の要件に当てはまる人
- 交付対象となる雨水タンク
  - ・ 有効貯水量が50ℓ以上のもの
  - ・ おおむね5年以上の使用に耐えられる構造と材質のもの
  - ・ 散水などを行う機能があるもの
  - ・ 未使用であること
  - ・ 当該年度内に購入した雨水タンクであること
- 補助額
  - ・ 有効貯水量200ℓ未満
    - ・ (上限)24,000円
  - ・ 有効貯水量200ℓ以上
    - ・ (上限)35,000円
- ※ 購入額の2分の1の額が右の金額に満たない場合は、その額から千円未満の端数を切り捨てた額となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。
  - ・ ※ 住宅用家屋1棟につき1基までとします。

## 男女共同参画社会 ともに歩む 幸せのみち

総務課 男女共同参画推進係 ☎(232)5536



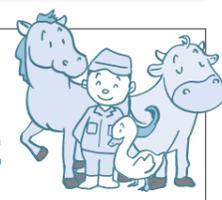
菊陽町男女共同参画社会推進懇話会委員 岩根 祐美子さん

わが家は、夫と息子二人と私の核家族で過ごしてきました。女性は母親一人ですから、ことさら男女共同参画を唱えなくても、台所に立つことも、洗濯物を干すことも、掃除をすることも、息子たちに当たり前の事として教えながら生活してきました。息子たちは知らずと男女共同参画を実践していたと思います。やがて息子たちは成人し、それぞれの道を歩きだし、社会人となって巣立っていきました。

懇話会委員になって男女共同参画について学習してみて、果たして男女共同参画を教えたのかと振り返りました。その時の私は、将来家族を養っていきけるような男性になってほしいと願い、精神的にも経済的にも女性を守っていきける男性になってほしいと思っていました。男性は一生働くのだからと言った覚えもあ

ります。しかし、よく考えてみれば、女性も一生の仕事を持ちたい、経済的に自立したいと願っているはず。娘さんがいる家庭では、特にそのように考えるかもしれません。今、私たちは少子化、超高齢社会を迎えています。男も女も共に働き、この社会を支えていかなければなりません。世の中の仕組みが大きく変わってきているのです。

男女の区別はありません。違いがあつてこそ私たちの世界です。その違いの中で男女が協力し合い、自分が自分らしく生きる社会の仕組みをつくるのが、これからの私たちの家庭生活の充実や職場の活気、地域力の向上に不可欠だと思います。だからこそ、私たちは、男女共同参画社会についてどこまでも考えていく必要があるのです。



## めん羊・山羊・いのしし・鶏などの飼養者は種類・羽数などの定期報告が必要になりました

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、家畜伝染病予防法が改正され、昨年4月4日に公布、10月1日から完全施行されました。この改正で、家畜・家きんの所有者は、飼養状況と衛生管理の状況を、毎年1回県へ報告することが義務付けられました。

小規模飼養者も同様に毎年1回の報告が必要になります。報告内容は種類と羽数のみです。

毎年2月1日時点の種類と羽数を定期報告書(※)に記入し、菊陽町農政課に持参するか、熊本県城北家畜保健衛生所までFAXしてください。報告は3月までをお願いします。

### ■小規模飼養者

- 次の頭数・羽数の家畜の所有者
- ① 牛・水牛・馬 1頭以下 (昨年定期報告をしていない人のみ)
  - ② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし 6頭未満
  - ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥 100羽未満
  - ④ だちょう 10羽未満

①～④の頭数・羽数以上の家畜の所有者には、町から畜産統計調査と併せた調査票が送付されます。速やかに報告してください。

ハトやインコなどの報告は必要ありません。 ※定期報告書の様式は熊本県城北家畜保健衛生所ホームページに載せています。 <http://www.pref.kumamoto.jp/site/jouhoku/>

### ■問い合わせ

熊本県城北家畜保健衛生所 ☎0968(46)2075 FAX 0968(46)3332

## 平成26年度の小規模工事等契約希望者を募集します

町内業者の受注機会を図り、町内経済を活性化するために、町が発注する小規模の工事や修繕などの受注・施工を希望する事業者を登録します。菊陽町建設工事の入札参加資格(指名願の登録)の申請を行っていない事業者が対象です。

### ■対象の工事など

対象の小規模工事などは、その内容が軽易であり、かつ、履行の確保が比較的容易なもので、一件当たりの予定価格が50万円以下の工事や修繕です。

### ■登録条件

- ・ 町内に本店または本社の法人登記がある法人事業者
- ・ 町内に住民登録がある代表者が経営する菊陽町内の個人事業者

### ■登録希望業種

登録希望業種は全23業種のうち3業種までです。 【例】大工工事、左官工事、電気工事、管工事など

### ■有効期間

平成26年度 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)

### ■提出書類

- ① 登録申請書
- ② (法人の場合)登記事項証明書(登記簿謄本)の写し

(個人の場合)住民票の写し

- ③ 希望する業種の施工に必要な資格、免許などを証明する写し
- ④ 町税などの納税証明書(滞納のない証明書)の写し
- ⑤ 納税状況調査承諾書
- ⑥ 相手方登録(変更)申請書(振込口座の申請書)

### ■受付期間

3月3日(月)～3月24日(月) 午前9時～午後5時

### ■提出先

〒869-1192(住所不要) 菊陽町役場 財政課 管財係 ※今回は平成26年度分の追加申請になります。昨年、平成25・26年度分で定期申請をした事業者は今回の追加申請の必要はありません。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

### ■問い合わせ

財政課 管財係 ☎(232)2111